

国道利第32号
平成26年3月26日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長

} あて

国土交通省道路局長

無線基地局の道路占用の取扱いについて

標記について、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局（以下「無線基地局」という。）に関する取扱いを別紙のとおりとしたので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

1 無線基地局の占用の基本方針

無線基地局は、道路法第 36 条第 1 項に規定する「電柱、電線若しくは公衆電話所」には該当せず、いわゆる義務占用物件には当たらない。

しかし、認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設として設置する無線基地局については、その公益性は高いと考えられるため、道路法第 33 条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるものとする（認定電気通信事業者が認定電気通信事業以外の事業の用に供するために設置する基地局及び認定電気通信事業者以外の電気通信事業者がその事業の用に供するために設置する無線基地局は、一般的な占用許可の対象として取り扱うこと。）。

ただし、電線類地中化が想定される道路においては、「5 無線基地局の占用許可条件」に従い必要な条件を付する等、将来の電線類地中化事業の推進に支障とならないよう特段の配慮をされたい。

2 無線基地局の構造等

無線基地局の構造は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 無線基地局には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。
- (2) 無線基地局の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。
- (3) 無線基地局の取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取り付けにより添加される工作物の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。

3 無線基地局の占用の場所

無線基地局の占用の場所は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地上に無線基地局を設置する場合には、既存の電柱、電話柱、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの道路附属物への添加を原則とし、無線基地局のための独自の電柱等の新設は認めないこと。
- (2) 複数の事業者の無線基地局を同一の電柱等へ添加する場合は、1つの箱に収容するなどの共用の無線基地局を原則とするが、やむを得ず共用の無線基地局とならない場合は、1柱につき1無線基地局とする。

4 無線基地局の占用許可手続等

無線基地局の占用許可手続等は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 無線基地局は、道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うこと。
- (2) 占用許可申請書の添付書類については、典型的なものについては型式の記載のみにするなど、適宜、簡素化を図ること。

5 無線基地局の占用許可条件

占用許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を附するものとする。

「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため無線基地局が添加されている工作物につき改築、移転、除却、その他の措置を行う必要が生じた場合には、事業者が自らの費用負担により無線基地局を改築、移転、除却、その他必要な措置をとらなければならない」

6 無線基地局の占用料

- (1) 無線基地局の占用料については、道路法施行令別表中「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」の項、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項を適用する。
- (2) 無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線については、無線基地局の一部であるため占用料は徴収しない。

7 その他

「PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成7年1月26日付け建設省道政発第4号)は、平成26年4月1日付けで廃止し、本通達を平成26年4月1日から施行することとする。